

第3次基本計画に基づく令和元年度実施計画【総括表】 …女性活躍推進に関連する重点目標

施策の分野【2】	基本目標【6】	重点目標【17】	施策の方向【35】	事業数					
				R1	R2	比較			
I 男女が等しく参画するための社会環境整備	1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり ▶ 重点目標：4 ▶ 施策の方向：8 ▶ 事業数：20	(1) 男女共同参画についての理解の促進	①広報などを通じた継続的啓発活動の推進	重複1	3	重複1	3		
			②男女共同参画の基本的知識の周知啓発の推進		1		1		
		(2) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	①出前講座など地域への積極的な啓発活動の実施		5		5		
			②あらゆる分野における固定的性別役割分担意識解消への周知啓発活動の実施		2		2		
		(3) 男性にとっての男女共同参画の推進	①男性における男女共同参画の意義の理解促進		1		1		
			②男性の家事・育児・介護等への参画の促進		2		2		
		(4) 子どもへの意識啓発の推進	①保育園、幼稚園及び学校教育の場における男女平等教育の徹底		3		3		
			②教育関係者への意識啓発と男女平等教育に関する調査研究の充実		3		3		
	2 男女共同参画を実践できる環境づくり ▶ 重点目標：4 ▶ 施策の方向：9 ▶ 事業数：30	(1) 労働環境の見直しの推進	①ワーク・ライフ・バランスの浸透		4		4		
			②男女の均等な待遇の確保など男性中心型労働慣行の改善の更なる推進		4		4		
			③職場におけるあらゆるハラスメントの防止の取組		1		1		
		(2) 子育て、介護への支援の充実	①男女共同参画の視点に立った子育て支援施策の充実		6		6		
			②男女共同参画の視点に立った介護支援施策の充実		1		1		
		(3) 生涯を通じた女性の心と体の健康支援	①女性の性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の普及啓発		2		2		
			②生涯を通じた健康保持への支援及び健康相談の充実		9		9		
		(4) 貧困等により困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備	①生活困窮者の自立促進の支援		1		1		
			②ひとり親家庭等への支援の充実		2		2		
		3 女性が活躍できる社会づくり ▶ 重点目標：3 ▶ 施策の方向：6 ▶ 事業数：15	(1) 女性の能力発揮への支援	①女性の人材育成に向けた各種講座の開催		3		3	
				②女性の再就職への支援		3		3	
			(2) 企業、団体、学校、地域等における方針決定の場への女性の参画推進	①女性人材の情報収集、整備、提供	重複1	2	重複1	2	
②女性の参画情報の調査、公表	重複1			2	重複1	2			
(3) 市の施策・方針決定過程への女性の参画拡大	①市の各種審議会等へのクォータ制の活用による女性の参画推進		重複1	3	重複1	3			
	②女性職員の積極的な登用			2		2			
4 推進体制の整備 ▶ 重点目標：2 ▶ 施策の方向：4 ▶ 事業数：17	(1) 男女共同参画推進センターの充実	①男女共同参画に関する情報発信の強化	重複1	3	重複1	3			
		②市民や活動団体への支援		2		2			
	(2) 男女共同参画社会を目指す全庁的な取組の推進	①市職員への研修会の実施		4		4			
		②男女共同参画の考え方に基づいた施策の推進	重複1	8	重複1	8			
II 配偶者等からの暴力防止・被害者支援	1 暴力を許さない社会づくり ▶ 重点目標：2 ▶ 施策の方向：4 ▶ 事業数：8	(1) 暴力防止に関する人権教育の推進及び啓発	①配偶者等からのあらゆる暴力の根絶と防止に向けた啓発		2		2		
			②セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた啓発		1		1		
		(2) 相談窓口の充実	①女性相談事業の充実		2		2		
			②その他相談機関との連携		3		3		
	2 被害者等への支援 ▶ 重点目標：2 ▶ 施策の方向：4 ▶ 事業数：6	(1) 発見通報体制の整備・被害者の安全な保護	①制度や体制、法律の認知のための周知活動の推進		1		1		
			②被害者への安全確保のための情報提供		3		3		
		(2) 自立への支援	①生活再建の支援		1		1		
			②同伴者への支援		1		1		
合計（重複登載分を除く合計）				93		93	0		

第3次男女共同参画基本計画に基づく令和元年度取組実績(見込み)及び令和2年度実施計画(予定)について

分野Ⅰ 男女が等しく参画するための社会環境整備

基本目標 1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり

重点目標(1) 男女共同参画についての理解の促進

施策の方向	第3次基本計画		令和元年度(見込み)		令和2年度(予定)		担当課		
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	方向性	理由・見直し内容等		目標	取組内容
①広報などを通じた継続的啓発活動の推進	市役所での男女共同参画に関する情報提供と啓発	市役所市民課ロビー及び市民プラザ男女共同参画推進センターにおいて、センターの取組や講座情報、各種団体の情報などを適宜分かりやすく工夫しながら配置し、市民向けに情報提供する。	男女共同参画に関する意識啓発を図るため、より分かりやすく適時適切に情報提供する。	継続的な男女共同参画に関する情報の提供により市民への意識啓発を図った。 ・男女共同参画週間(6月)、女性に対する暴力の防止(11月)、図書コーナーの利用促進など	継続		男女共同参画に関する意識啓発を図るため、より分かりやすく適時適切に情報提供する。	継続的な男女共同参画に関する情報の提供により市民への意識啓発を図る。 ・男女共同参画週間(6月)、女性に対する暴力の防止(11月)、図書コーナーの利用促進など	男女共同参画推進センター
	男女共同参画に関する市民への啓発 ※I-4-(1)-①と重複	情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」を発行し、男女共同参画推進センターの取組及び男女共同参画に関する情報を紹介する。	情報紙の発行を通じて、男女共同参画推進センターや男女共同参画について知り、考えてもらう機会を提供する。 (数値目標:年4回(6、9、12、3月)発行)	・情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」の発行により市民への啓発を進めた。(年4回・1回当たり10,000部) ※紙面作成に当たっては、センター登録団体懇談会での意見を反映させた。	継続		情報紙の発行を通じて、男女共同参画推進センターや男女共同参画について知り、考えてもらう機会を提供する。 (数値目標:年4回(6、9、12、3月)発行)	・情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」の発行により市民への啓発を進める。(年4回・町内会班回覧は年1回) ※紙面作成に当たっては、センター登録団体懇談会での意見を反映させる。	
	男女共同参画に係る図書・参考資料等を閲覧・貸与するスペースの設置	男女共同参画に係る図書・参考資料等を閲覧・貸与するスペースを設ける。	引き続き、職員図書室に専用のスペースを設け、図書・参考資料等を陳列する。	職員図書室に専用のスペースを設け、図書・参考資料等を陳列したこと、職員への啓発を推進した。	継続		引き続き、職員図書室に専用のスペースを設け、図書・参考資料等を陳列することにより、職員への啓発を推進する。	職員図書室に専用のスペースを設け、図書・参考資料等を陳列することにより、職員への啓発を推進する。	人事課
②男女共同参画の基本的知識の周知啓発の推進	男女共同参画の基本的知識の周知	男女共同参画の基本的知識の周知を目的とした講座を開催する。	講座の開催を通じて、男女共同参画推進に関する意義や、基本的知識について理解を深めてもらうための機会を提供する。(数値目標:センター講座全体で9講座以上)	男女共同参画推進センター講座を開催し、男女共同参画の基本的知識の周知を図った。 ・センター登録団体委託:8講座、 ・(公財)新潟県女性財団との共催:3講座 ※講座の詳細については、センター登録団体懇談会で企画をまとめながら作成した。	継続		講座の開催を通じて、男女共同参画推進に関する意義や、基本的知識について理解を深めてもらうための機会を提供する。(数値目標:センター講座全体で9講座以上)	男女共同参画推進センター講座を開催し、男女共同参画の基本的知識の周知を図る。 ・センター登録団体委託:8講座、 ・(公財)新潟県女性財団との共催:1講座 ※講座の詳細については、センター登録団体懇談会で企画をまとめながら作成する。	男女共同参画推進センター

基本目標 1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり

重点目標(2) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

施策の方向	第3次基本計画		令和元年度(見込み)		令和2年度(予定)		担当課		
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	方向性	理由・見直し内容等		目標	取組内容
①出前講座など地域への積極的な啓発活動の実施	地域や団体から申し込みを受け、人権啓発DVDを上映する地域人権懇談会を開催	地域や団体から申し込みを受け、人権啓発DVDを上映する地域人権懇談会を開催	地域等で人権啓発DVDを上映する地域人権懇談会を開催し、参加者の人権・同和問題についての関心や理解を深める(数値目標:5回開催)。	・広報上越や市ホームページへの掲載、民生委員や町内会長、人権擁護委員等の会議等で事業を周知した。 ・開催回数:5回	継続		地域等で人権啓発DVDを上映する地域人権懇談会を開催し、参加者の人権・同和問題についての関心や理解を深める(数値目標:5回開催)。	・広報上越や市ホームページへの掲載、民生委員や町内会長、人権擁護委員等の会議等で事業を周知する。 ・開催回数:5回	人権・同和对策室
	地域において男女共同参画を応援していただける人材の育成	男女共同参画サポーターを対象に、地域へ男女共同参画の輪を広げていくための研修会及び懇談会を開催する。	研修会・懇談会を通じてサポーター自身の知識を高めながら、男女共同参画の輪を広げてもらえるような環境を整える。(数値目標:懇談会・研修会を計4回以上開催)	・男女共同参画サポーターを対象に、研修会及び懇談会を開催した(研修会:1回、懇談会:4回)ほか、各種講座参加者に対しサポーターの登録を呼びかけ、人材の育成を図った。	継続		研修会・懇談会を通じてサポーター自身の知識を高めながら、男女共同参画の輪を広げてもらえるような環境を整える。(数値目標:懇談会・研修会を計4回以上開催)	・男女共同参画サポーターを対象に、研修会及び懇談会を開催するほか、各種講座参加者に対しサポーターの登録を呼びかけ、人材の育成を図る。	男女共同参画推進センター
	保護者への啓発方法や連携方法を工夫する。	保護者に啓発する。	男女共同参画への理解を深めるために、各学校が男女平等教育の授業を年1回以上公開する。	年間計画に男女平等教育の授業を位置付けさせ、授業参観日等に保護者や地域の方々に授業を公開するように校長会で各学校を指導することにより啓発を進めた。	継続		男女共同参画への理解を深めるために、各学校が男女平等教育の授業を年1回以上公開する。	年間計画に男女平等教育の授業を位置付けさせ、授業参観日等に保護者や地域の方々に授業を公開するように各学校を指導することにより啓発を進める。	学校教育課
	小学校を会場に、人権を考える講話を開催	差別のない明るい社会を実現するため、人権を考える講話を開催する。	差別のない明るい社会を実現するため、人権を考える講話を17小学校区で開催する。	小学校を会場に、人権を考える講話を開催することにより啓発を進めた。	継続		差別のない明るい社会を実現するため、人権を考える講話を16小学校区で開催する。	小学校を会場に、人権を考える講話を開催することにより啓発を進める。	社会教育課
	地域等に向けた男女共同参画の意識啓発	地域等に向けた男女共同参画の啓発活動や出前講座(講師の派遣)を開催する。	地域における男女共同参画の啓発活動として、地域住民や町内会などが開催する勉強会や研修会などに講師を派遣する出前講座の実施を通じて、市民への意識浸透を図る。(数値目標:出前講座全体で20講座以上)	男女共同参画出前講座を開催し市民への意識浸透を図った。(20団体実施) 企業や学校・町内会などが開催する男女共同参画に関する勉強会・研修会などに講師を派遣した。(テーマに「女性の活躍推進」を加え、2講座実施した。)	継続		地域における男女共同参画の啓発活動として、地域住民や町内会などが開催する勉強会や研修会などに講師を派遣する出前講座の実施を通じて、市民への意識浸透を図る。(数値目標:出前講座全体で18講座以上)	男女共同参画出前講座の開催し市民への意識浸透を図る。 (企業や学校・町内会などが開催する男女共同参画に関する勉強会・研修会などに講師を派遣)	男女共同参画推進センター

第3次男女共同参画基本計画に基づく令和元年度取組実績(見込み)及び令和2年度実施計画(予定)について

施策の方向	第3次基本計画		令和元年度(見込み)		令和2年度(予定)			担当課	
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	方向性	理由・見直し内容等	目標		取組内容
②あらゆる分野における固定的性別役割分担意識解消への周知啓発活動の実施	性別に関係なく、消防団員の入団を促進する	出初式、朝市、成人式会場などで実施する入団促進活動に合わせて、市民へ消防団活動は性別に関係なく活躍できることを周知する。	消防団の活動は女性も参加できることを周知し、男性に限った活動ではない旨を市民へ意識啓発する。(数値目標:周知実施4回以上)	出初式、商業施設、成人式会場などで消防団員の入団促進活動に合わせて啓発チラシの配付等を行い、消防団活動は性別に関係なく活躍できることを周知した。 (成人式会場での啓発活動は実施済み。今後、出初式、商業施設、地域の防災訓練等での啓発活動を実施予定。)	継続		消防団の活動は女性も参加できることを周知し、男性に限った活動ではない旨を市民へ意識啓発する。(数値目標:周知実施4回以上)	出初式、商業施設、成人式会場などで消防団員の入団促進活動に合わせて、啓発チラシの配付等を行い、消防団活動は性別に関係なく活躍できることを周知する。	危機管理課
	固定的性別役割分担意識解消に関する意識啓発	固定的性別役割分担意識解消をテーマとする講座の開催や、情報提供を行う。	講座の開催や情報提供を通じて、あらゆる分野における固定的性別役割分担意識解消に向けた意識醸成を図る。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上、情報紙への記事掲載1回以上)	・固定的性別役割分担意識解消をテーマに取り入れた講座の開催(センター講座:4講座6回)、及び、情報紙の発行を通じた情報提供(6/15号)により意識啓発を図った。			継続		

基本目標 1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり
重点目標 (3) 男性にとつての男女共同参画の推進

施策の方向	第3次基本計画		令和元年度(見込み)		令和2年度(予定)			担当課	
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	方向性	理由・見直し内容等	目標		取組内容
①男性における男女共同参画の意義の理解促進	男性に向けた男女共同参画の意識啓発	情報紙に、男性に向けた男女共同参画の意識啓発記事を掲載する。	情報紙に男性に向けた啓発記事を掲載し、男女共同参画の意義などについて理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:1回以上掲載)	男女共同参画情報紙「ウィズじょうえつからのおたより」への男性向け啓発情報を掲載し(12/15号)理解促進を図った。	継続		情報紙に男性に向けた啓発記事を掲載し、男女共同参画の意義などについて理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:1回以上掲載)	男女共同参画情報紙「ウィズじょうえつからのおたより」への男性向け啓発情報を掲載し理解促進を図る。	男女共同参画推進センター
②男性の家事・育児・介護等への参画の促進	父子手帳の配布及びすくすく赤ちゃんセミナーにおける意識啓発	父親の積極的な育児参加と家族ぐるみの健康づくりを推進するため、子どもの発育・発達や子育てに関する情報を掲載した父子手帳を配布すると共に、すくすく赤ちゃんセミナーにおける意識啓発を行う。	すくすく赤ちゃんセミナーでは、父親の育児参加と家族ぐるみの健康づくりに関する内容を盛り込み、夫婦で参加しやすいよう土日開催を継続する。妊娠届出時における父子手帳の配布率100%を目指す。	・すくすく赤ちゃんセミナー土日開催:2回目年間18回(全30回)、3回目年間12回(全36回)、及び、妊娠届出時やセミナーにおいて父子手帳の活用を促すことにより、父親への意識啓発を行った。			拡充	すくすく赤ちゃんセミナー3回目の日曜日開催は、定員を超える申し込みがあるが、希望に応じられない状況にあるため、土日開催を拡充する。	すくすく赤ちゃんセミナーでは、父親の育児参加と家族ぐるみの健康づくりに関する内容を盛り込み、夫婦で参加しやすいよう土日開催を拡充する。
	男性の家庭生活、子育てへの参画促進のための意識啓発	男性の家庭生活、子育てへの参画促進に向けた講座を開催する。	講座の開催を通じて、家庭生活や、子育てへの参画促進のきっかけづくりを図る。(数値目標:センター講座1講座以上)	「男性の家庭生活、子育てへの参画の促進」をテーマに取り入れた講座の開催(センター講座:2講座)により意識啓発を図った。	継続				講座の開催を通じて、家庭生活や、子育てへの参画促進のきっかけづくりを図る。(数値目標:センター講座1講座以上)

基本目標 1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり
重点目標 (4) 子どもへの意識啓発の推進

施策の方向	第3次基本計画		令和元年度(見込み)		令和2年度(予定)			担当課	
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	方向性	理由・見直し内容等	目標		取組内容
①保育園、幼稚園及び学校教育の場における男女平等教育の徹底	乳幼児期からの男女平等の意識の啓発と情報の提供	保育所保育指針に基づき、子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないよう配慮しながら、保育を実施する。	園行事における選曲や児童の役割分担を決める際は、男女の分け隔てなく行うとともに、日々の保育についても「男の子らしさ、女の子らしさ」といった固定的な考えを持たないように配慮しながら援助する。	子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないよう配慮しながら、保育を実施した。	継続		園行事における選曲や児童の役割分担を決める際は、男女の分け隔てなく行うとともに、日々の保育についても「男の子らしさ、女の子らしさ」といった固定的な考えを持たないように配慮しながら援助する。	子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないよう配慮しながら、保育を実施する。	保育課
	担当者を中核とした男女平等教育の推進	園内研修会を計画的に実施する。	男女平等教育の推進のために、年間2回以上男女平等教育を含む人権教育、同和教育の園内研修会を行う。	年間計画に基づき、男女平等教育に関する研修会を実施するように幼稚園を指導した。			継続		
	男女平等教育の全体計画に基づいた授業実践	全体計画に基づいて確実に授業実践を行う。	男女平等教育の全体計画に基づき、各教科領域で指導するとともに、年一回以上男女平等教育の授業を行う。	男女平等教育の全体計画に基づき授業実践が行われるように校長会で各学校を指導した。	継続		男女平等教育の全体計画に基づき、各教科領域で指導するとともに、年一回以上男女平等教育の授業を行う。	男女平等教育の全体計画に基づき授業実践が行われるように各学校を指導する。	

第3次男女共同参画基本計画に基づく令和元年度取組実績(見込み)及び令和2年度実施計画(予定)について

施策の方向	第3次基本計画		令和元年度(見込み)		令和2年度(予定)			担当課	
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	方向性	理由・見直し内容等	目標		取組内容
②教育関係者への意識啓発と男女平等教育に関する調査研究の充実	担当者を中核とした男女平等教育の推進	校内研修会を計画的に実施する。	男女平等教育に関する意識啓発を図るために、男女共同参画推進担当者、人権教育担当者が、校外の研修に年間1回以上参加し、その成果を確実に伝達する。	担当者が校外の男女平等教育に関する研修に参加するよう、校長会で各学校に指導した。	継続		男女平等教育に関する意識啓発を図るために、男女共同参画推進担当者、人権教育担当者が、校外の研修に年間1回以上参加し、その成果を確実に伝達する。	担当者が校外の男女平等教育に関する研修に参加するよう、各学校に指導する。	学校教育課
	各学校における教育関係者の男女平等教育推進状況アンケート調査の実施	学校における男女平等教育の現状と進捗状況を提示することにより、教育関係者の意識啓発を図る。	男女平等教育推進状況アンケートを年1回以上実施し、現状と進捗状況を明らかにし、教育関係者の意識を高める。	男女平等教育推進状況アンケートを実施し、その結果を学校評価に生かすよう、各学校に指導した。	継続		男女平等教育推進状況アンケートを年1回以上実施し、現状と進捗状況を明らかにし、教育関係者の意識を高める。	男女平等教育推進状況アンケートを実施させ、その結果を学校評価に生かすよう、各学校に指導する。	
	「男女平等」をテーマとする意識啓発	講座の開催や、「男女平等」に関連する情報の提供を通じて意識啓発を図る。	講座の開催や情報提供を通じて、「男女平等」に関する理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	・「男女平等」をテーマとする講座の開催(センター講座:2講座3回)、及び、国・県、関係団体、男女共同参画推進センターからの関連情報の提供を通して意識啓発を図った。		継続		講座の開催や情報提供を通じて、「男女平等」に関する理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	・「男女平等」をテーマとする講座の開催(センター講座、出前講座)、及び、国・県、関係団体、男女共同参画推進センターからの関連情報の提供を通して意識啓発を図る。

第3次男女共同参画基本計画に基づく令和元年度取組実績(見込み)及び令和2年度実施計画(予定)について

基本目標 2 男女共同参画を実践できる環境づくり
重点目標(1)労働環境の見直しの推進

施策の方向	第3次基本計画				令和元年度(見込み)		令和2年度(予定)		担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	方向性	理由・見直し内容等	目標	取組内容	
①ワーク・ライフ・バランスの浸透	こころの健康づくりや自殺予防のための基盤整備を推進	地域での自殺予防対策の推進 関係機関等とのネットワークの強化を図り、包括的な自殺予防対策の基盤整備を推進し、自殺者の減少を目指す。 こころの健康サポートセンターでの相談	精神保健や自殺予防に対する正しい知識の普及・啓発に努める。また、行政機関の各部署や地域の関係機関との連携を図るとともに、複合的・総合的な精神保健・自殺予防対策の基盤を整備し、自殺者数の減少を目指す。	自殺予防対策推進計画に基づいた推進活動、及び、自殺予防対策連携会議の開催(2回)、地域での自殺予防対策の推進、すこやかなくらし包括支援センターでの相談(延260件)により自殺予防等の基盤整備を進めた。	継続		精神保健や自殺予防に対する正しい知識の普及・啓発に努める。また、行政機関の各部署や地域の関係機関との連携を図るとともに、複合的・総合的な精神保健・自殺予防対策の基盤を整備し、自殺者数の減少を目指す。	自殺予防対策推進計画に基づいた推進活動、及び、自殺予防対策連携会議の開催、地域での自殺予防対策の推進、すこやかなくらし包括支援センターでの相談により自殺予防等の基盤整備を進める。	すこやかなくらし包括支援センター・健康づくり推進課
	事業者等へのワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	事業者等に対する意識啓発のための広報誌やホームページによる周知	職場環境の改善に向けて、ワーク・ライフ・バランス等の講座を開催し定員の7割以上の参加を目指す。	広報誌やホームページに掲載するとともに事業所へのチラシの配布により周知及び働きかけを行うほか、事業所向けの講座を開催し意識啓発を図った。	継続		職場環境の改善に向けて、ワーク・ライフ・バランス等の講座を開催し定員の7割以上の参加を目指す。	広報誌やホームページに掲載するとともに事業所へのチラシの配布により周知及び働きかけを行うほか、事業所向けの講座を開催し意識啓発を図る。	産業政策課
	仕事と育児・介護の両立のための情報提供	関係機関と連携し、情報提供を行う。	仕事と育児・介護の両立について、適切な理解や実施が進むよう定期的な情報提供を行う。(年2回以上)	市のホームページで仕事と育児・介護の両立についての情報等を掲載し、広く周知を行った。	継続		仕事と育児・介護の両立について、適切な理解や実施が進むよう定期的な情報提供を行う。	市のホームページで仕事と育児・介護の両立についての情報等を掲載し、広く周知を行う。	
	ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	ワーク・ライフ・バランスや職場におけるあらゆるハラスメント防止意識浸透のための講座を開催する。	センター講座や出前講座の開催を通じて、その意義や効果について認知と理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	ワーク・ライフ・バランスをテーマに取り入れた講座の開催(センター講座:2講座、出前講座:2団体)により意識啓発を図った。	継続		センター講座や出前講座の開催を通じて、その意義や効果について認知と理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	ワーク・ライフ・バランスをテーマに取り入れた講座の開催により意識啓発を図る。	男女共同参画推進センター
②男女の均等な待遇の確保など男性中心型労働慣行の改善の更なる推進	新潟労働局、新潟県、関係機関等の行う労働環境を向上させる取組の啓発、情報提供	事業や制度を効果的に周知するための広報誌やホームページへの掲載及びポスターの貼り出しやチラシの配置	労働環境の改善に向けて、定期的な情報提供を行う。(年2回以上)	関係機関が実施する取組や制度について広く周知し労働環境の改善を図った。	継続		労働環境の改善に向けて、定期的な情報提供を行う。(年2回以上)	関係機関が実施する取組や制度について広く周知し労働環境の改善を進める。	産業政策課
	育児・介護休業法に規定された努力事項実施事業者に対し、建設工事の入札参加資格者の格付けのための総合評価に加点を行う。	建設工事入札参加資格者が、育児・介護休業法に規定された努力事項に取り組んでいる場合、入札参加者の格付けに際し当該事業者の総合評価に加点を行う。	市が発注する建設工事の入札参加資格に男女共同参画の視点を加点し、育児・介護休業法に規定される努力事項の取組促進を図る。	引き続き、市ホームページで入札契約制度の概要を掲載し、育児・介護休業法に規定された努力事項実施に対する加点制度を周知した。	継続		市が発注する建設工事の入札参加資格に男女共同参画の視点を加点し、育児・介護休業法に規定された努力事項実施に対する取組促進を図る。	引き続き、市ホームページで入札契約制度の概要を掲載し、育児・介護休業法に規定された努力事項実施に対する加点制度を周知していく。	契約検査課
	家族経営協定締結による女性農業者の経営参画の推進	農業委員会だよりに家族経営協定を周知する記事を掲載する。 協定締結の意義を農業委員・農地利用最適化推進委員の相談活動を通じて伝える。	1家族の新規締結を目標とする。	農業委員会だよりに協定に関する記事を掲載したこと、及び、農業委員・農地利用最適化推進委員が相談活動を通じて協定締結の意義を伝えたことにより、女性農業者の経営参画に取り組んだ。	継続		家族経営協定について、周知を一層すすめる。	農業委員会だよりに協定に関する記事を掲載すること、及び、農業委員・農地利用最適化推進委員が相談活動を通じて協定締結の意義を伝えたことにより、女性農業者の経営参画に取り組む。	農業委員会事務局
	農業者年金加入による女性農業者の老後の経済基盤の強化	農業委員会だよりに農業者年金を周知する記事を掲載する。 農業者年金加入のメリットを農業委員・農地利用最適化推進委員の相談活動を通じて伝える。	女性農業者の1名の新規加入を目標とする。	農業委員会だよりに農業者年金に関する記事を掲載したこと、及び、農業委員・農地利用最適化推進委員が相談活動を通じて農業者年金加入のメリットを伝えたことにより、女性農業者の老後の経済基盤の強化に取り組んだ。	継続		農業者年金について、周知を一層すすめる。	農業委員会だよりに農業者年金に関する記事を掲載すること、及び、農業委員・農地利用最適化推進委員が相談活動を通じて農業者年金加入のメリットを伝えることにより、女性農業者の老後の経済基盤の強化に取り組む。	
③職場におけるあらゆるハラスメント防止の取組	職場におけるあらゆるハラスメント防止に関する意識啓発	職場におけるあらゆるハラスメント防止意識浸透のための講座を開催する。	センター講座や出前講座の開催を通じて、その意義や効果について認知と理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	職場におけるあらゆるハラスメント防止をテーマに取り入れた講座の開催(出前講座:12団体)により意識啓発を図った。	継続		センター講座や出前講座の開催を通じて、その意義や効果について認知と理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	職場におけるあらゆるハラスメント防止をテーマに取り入れた講座の開催により意識啓発を図る。	男女共同参画推進センター

第3次男女共同参画基本計画に基づく令和元年度取組実績(見込み)及び令和2年度実施計画(予定)について

基本目標 2 男女共同参画を実践できる環境づくり
重点目標 (2) 子育て、介護への支援の充実

施策の方向	第3次基本計画		令和元年度(見込み)		令和2年度(予定)			担当課	
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	方向性	理由・見直し内容等	目標		取組内容
① 男女共同参画の視点に立った子育て支援施策の充実	(事業名)子育てセミナー、ベビー健康プラザ (目的)子育てに関する知識の習得や育児不安の解消と楽しく子育てができる環境づくりを推進する	・子育てセミナーを開催 ・ベビー健康プラザを開催	・子育てに関する各種講座を実施し、子育ての不安感や孤立感の緩和を図る。 ・乳児を抱える保護者に、子育てに関する知識の普及を図る。	子育てセミナー(年10回)、ベビー健康プラザ(年12回)の開催により、子育ての不安感や孤立感の緩和、子育てに関する知識の普及を図った。	継続		・子育てに関する各種講座を実施し、子育ての不安感や孤立感の緩和を図る。 ・乳児を抱える保護者に、子育てに関する知識の普及を図る。	子育てセミナー(年10回)、ベビー健康プラザ(年12回)の開催により、子育ての不安感や孤立感の緩和、子育てに関する知識の普及を図る。	こども課
	(事業名)ファミリーサポートセンター運営事業 (目的)地域の子育ての相互援助活動を支援することにより、仕事と育児を両立させ、安心して働くことのできる環境づくりを推進する	新規の提供会員数を増やすとともに、依頼会員のニーズに見合った提供会員を紹介する。	新規の提供会員を増やすとともに、依頼会員のニーズに見合った提供会員の紹介率を100%とする。	依頼会員からのニーズに対応できるよう提供会員数を確保するため、各種団体等を対象とした説明会を行うなど会員募集活動を強化するとともに、養成講座や講習会を通して、提供会員の資質向上を図り、児童の預かり時における安全性の向上につなげた。	継続		新規の提供会員を増やすとともに、依頼会員のニーズに見合った提供会員の紹介率を100%とする。	依頼会員からのニーズに対応できるよう提供会員数を確保するため、各種団体等を対象とした説明会を行うなど会員募集活動を強化するとともに、養成講座や講習会を通して、提供会員の資質向上を図り、児童の預かり時における安全性の向上につなげる。	
	放課後児童クラブにおいて、共働き家庭が増加する中、子育てと就労の両立支援のため、昼間保護者のいない小学校1年～6年生を有償で預かり、児童の健全育成を図る。	・学校と連携を図りながら、児童クラブの環境改善に努める(クラブ担当教員や教育補助員との連携、利用人数に応じたクラブ室スペースの確保、支援を必要とする児童への対応等)。 ・指導員の資質向上(専門相談員の配置、研修会の充実) ・小規模クラブ、未開設校への対応	引続き、「上越市放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、適切かつ効果的な運営場所の確保、支援員及び補助員の配置を行うとともに、運営を担う支援員等の資質向上を図る。	・学校外で開設している児童クラブを学校内への移転に向け学校や関係機関との調整を行うほか、学校内での調整が困難な場合には、学校近隣の公共施設や民間施設の借上げにて調整を行った。 ・支援員等研修会を年5回以上行い、支援員等の資質向上を図った。	継続		引続き、「上越市放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、適切かつ効果的な運営場所の確保、支援員及び補助員の配置を行うとともに、運営を担う支援員等の資質向上を図る。	・学校外で開設している児童クラブを学校内への移転に向け学校や関係機関との調整を行うほか、学校内での調整が困難な場合には、学校近隣の公共施設や民間施設の借上げにて調整を行う。 ・支援員等研修会を年5回以上行い、支援員等の資質向上を図る。	学校教育課
	児童の保育を実施するとともに、児童の受入態勢を整備し、待機児童数ゼロを維持する。	保育園の再配置等に係る計画に基づき公立保育園の整備を行い、児童受入れ体制を整えるとともに職員の適切な配置も検討する。	増加傾向にある未満児の保育ニーズに対応するため、児童の受入態勢を整備して、引き続き待機児童ゼロを維持する。	未満児保育における職員の適切な配置や児童増への職員配置を行い、待機児童ゼロを維持した。	継続		増加傾向にある未満児の保育ニーズに対応するため、児童の受入態勢を整備して、引き続き待機児童ゼロを維持する。	未満児保育における職員の適切な配置や児童増への職員配置を行い、待機児童ゼロを維持する。	
	・学校と連携を図りながら、児童クラブの環境改善に努める(クラブ担当教員や教育補助員との連携、利用人数に応じたクラブ室スペースの確保、支援を必要とする児童への対応等)。 ・支援員の資質向上(専門相談員の配置、研修会の充実) ・小規模クラブ、未開設校への対応	上越市保育園のあり方検討委員会から提出された意見書に基づき、子育て支援機能の充実を図るための職員体制を整える。	子育て支援機能の充実を図るための職員体制を整え、各種特別保育事業を実施し、保護者の就労形態や子どもの発達、家庭状況等による多様な保育ニーズに対応する。	各種特別保育事業を実施し、保護者の就労形態や子どもの発達、家庭状況等による多様な保育ニーズや育児不安の解消を図った。	継続		子育て支援機能の充実を図るための職員体制を整え、各種特別保育事業を実施し、保護者の就労形態や子どもの発達、家庭状況等による多様な保育ニーズに対応する。	各種特別保育事業を実施し、保護者の就労形態や子どもの発達、家庭状況等による多様な保育ニーズや育児不安の解消を図る。	保育課
男女共同参画の視点に立った子育て支援に関する意識啓発	男女共同参画の視点に立った子育て支援に関する講座を開催する。	講座の開催を通じて、男女共同参画の視点に立った子育てと仕事の両立等のポイントなどについて理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	男女共同参画の視点に立った子育て支援をテーマに取り入れた講座の開催(センター講座:1講座、出前講座:1団体)により意識啓発を図った。	継続		講座の開催を通じて、男女共同参画の視点に立った子育てと仕事の両立等のポイントなどについて理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	男女共同参画の視点に立った子育て支援をテーマに取り入れた講座の開催により意識啓発を図る。	男女共同参画推進センター	
② 男女共同参画の視点に立った介護支援施策の充実	男女共同参画の視点に立った介護支援に関する意識啓発	男女共同参画の視点に立った介護支援に関する講座を開催する。	講座の開催を通じて、男女共同参画の視点に立った介護支援の意義や重要性について理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	男女共同参画の視点に立った介護支援をテーマに取り入れた講座の開催(センター講座:2講座)により意識啓発を図った。	継続		講座の開催を通じて、男女共同参画の視点に立った介護支援の意義や重要性について理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	男女共同参画の視点に立った介護支援をテーマに取り入れた講座の開催により意識啓発を図る。	男女共同参画推進センター

第3次男女共同参画基本計画に基づく令和元年度取組実績（見込み）及び令和2年度実施計画（予定）について

基本目標 2 男女共同参画を実践できる環境づくり

重点目標 (3) 生涯を通じた女性の心と体の健康支援

施策の方向	第3次基本計画				令和元年度(見込み)		令和2年度(予定)		担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	方向性	理由・見直し内容等	目標	取組内容	
①女性の性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の普及啓発	女性の性と生殖に関する健康と権利に関する普及啓発及び生涯を通じた健康保持	女性の性と生殖に関する健康と権利及び生涯を通じた健康保持に係る講座を開催する。	講座の開催を通じて、性と生殖に関する健康と権利について理解と認知を高めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座1講座以上)	女性の性と生殖に関する健康と権利及び健康保持をテーマに取り入れた講座の開催(センター講座:1講座)により普及啓発を図った。	継続		講座の開催を通じて、性と生殖に関する健康と権利について理解と認知を高めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座1講座以上)	女性の性と生殖に関する健康と権利及び健康保持をテーマに取り入れた講座の開催により普及啓発を図る。	男女共同参画推進センター
	保健体育の授業(「心身の機能の発達と健康」「健康な生活と疾病の予防」)及び保健指導において、性に関する正しい知識を指導する。	各校園ごとに性に関する指導の全体計画を作成し、「性に関する指導」を年間計画に位置付け実施する。	各校園における「性に関する指導」の実施率75%以上を目指す。	・性に関する指導の全体計画の作成 ・「生命の尊厳」「男女の体のつくり」「二次性徴の発現と特徴」「感染症」「男女の役割」等に係る授業及び保健指導の実施	継続		各校園における「性に関する指導」の実施率75%以上を目指す。	・性に関する指導の全体計画の作成 ・「生命の尊厳」「男女の体のつくり」「二次性徴の発現と特徴」「感染症」「男女の役割」等に係る授業及び保健指導の実施	学校教育課
②生涯を通じた健康保持への支援及び健康相談の充実	健康づくりリーダー・食生活改善推進員・運動普及推進員の合同研修会での啓発活動	健康づくり推進活動チーム研修会において女性の健康づくりについて啓発する。	女性の健康づくりへの意識向上と行動変容を目的に、健康づくり推進活動チーム研修会、食生活改善推進員、運動普及推進員の研修会において女性の健康づくりを含む生涯を通じた健康づくりについて啓発を行う。	健康づくり推進活動チーム研修会(31回)、及び、食生活改善推進員、運動普及推進員研修会(11回)の開催により啓発活動を進めた。	継続		女性の健康づくりへの意識向上と行動変容を目的に、健康づくり推進活動チーム研修会、食生活改善推進員、運動普及推進員の研修会において女性の健康づくりを含む生涯を通じた健康づくりについて啓発を行う。	健康づくり推進活動チーム研修会(31回)、及び、食生活改善推進員、運動普及推進員研修会(19回)の開催により啓発活動を進める。	健康づくり推進課
	子宮頸がんや乳がんの女性特有のがんを早期に発見するためがん検診を実施する。	・子宮頸がん検診:20歳以上の女性を対象に実施 ・乳がん検診:40歳以上の女性を対象に実施 ・検診会場にて乳がんの自己触診方法について健康教育を実施	上越市の死亡原因の第1位である「がん」の予防のための情報提供と各種がん検診を実施することにより、早期発見・早期治療に結び付け、市民の健康寿命の延伸と医療費負担の軽減を図る。 子宮頸がん検診受診者及び受診率を前年度より増加させる。	・受診勧奨 ・モバイル受付(9月末現在) 子宮頸がん検診 248人 乳がん検診 309人 ・無料クーポン券配布 子宮頸がん検診(21歳のみ) 見込:71人/864人(利用率8.2%) 乳がん検診(41歳のみ) 見込:247人/1132人(利用率21.8%) ・夕方・土曜日・日曜日健診の実施(8回) ・受診者(見込み) 子宮頸がん検診 5,600人 乳がん検診 4,400人	継続		上越市の死亡原因の第1位である「がん」の予防のための情報提供と各種がん検診を実施することにより、早期発見・早期治療に結び付け、市民の健康寿命の延伸と医療費負担の軽減を図る。 子宮頸がん検診受診率を前年度より増加させる。	・受診勧奨 ・モバイル受付 ・無料クーポン券配布 子宮頸がん検診(21歳のみ) 乳がん検診(41歳のみ) ・夕方・土曜日・日曜日健診の実施	
妊婦一般健康診査費用を公費負担することにより、妊娠中の健康管理及び女性の健康の保持・増進を図る。	・妊婦一般健康診査:妊娠届出を行った市民を対象に受診票を交付する ・公費負担回数:14回	妊婦一般健康診査費用の公費負担を継続し、妊婦が必要な健診を受診し健康管理を行うことにより、安心して妊娠期を過ごし出産を迎えることができるようにする。	妊婦一般健康診査公費負担14回、及び、妊娠届出時に受診勧奨を行い、女性の健康の保持・増進を図った。	継続		妊婦一般健康診査費用の公費負担を継続し、妊婦が必要な健診を受診し健康管理を行うことにより、安心して妊娠期を過ごし出産を迎えることができるようにする。	妊婦一般健康診査公費負担14回、及び、妊娠届出時における受診勧奨を行い、女性の健康の保持・増進を図る。	スポーツ推進課	
実施主体をスポーツ協会等とし、女性の関心が高く、参加しやすい教室等を開催し、女性の健康増進・体力維持の機会を提供する。	実施主体をスポーツ協会等とし、広報上越等に教室情報を掲載し、周知を図る。	・女性が参加しやすい各種教室の開催回数の維持(目標:600回以上)	広報上越に教室情報を掲載して周知を図り、事業の実施を支援(各種教室の開催数:700回)することにより、女性の健康増進・体力維持の機会を提供した。	継続		・女性が参加しやすい各種教室の開催回数の維持(目標:700回以上)	広報上越に教室情報を掲載して周知を図り、事業の実施を支援することにより、女性の健康増進・体力維持の機会を提供する。		
産前・産後の体調不良のため、家事や育児が困難な家庭及び多胎児を出生した家庭に対して、安心して妊娠期や産後を迎えられるよう、ホームヘルパーを派遣する。(産前・産後ヘルパー派遣事業)	・派遣期間:妊娠中及び産後16週以内で、60時間を限度とする。(多胎児の場合は妊娠中及び産後1年以内、70時間を限度) ・派遣内容:家事援助、兄弟の世話、乳児の世話、母親への支援 ・委託先:上越市社会福祉協議会他市内4事業所	関係医療機関や母子保健事業等において事業内容の周知を図ることにより、必要な家庭がもれなく制度を利用できるようにする。	母子手帳交付やすくすく赤ちゃんセミナー等の母子保健事業における周知、及び、産科医療機関及び関係団体への制度説明の実施により制度の利用を促進した。	継続		関係医療機関や母子保健事業等において事業内容の周知を図ることにより、必要な家庭がもれなく制度を利用できるようにする。	母子保健事業における周知、及び、産科医療機関及び関係団体への制度説明の実施により制度の利用を促進する。	健康づくり推進課	
「たばこ健康」に関する情報提供を行い、禁煙への意識の向上を目指す。女性自身の喫煙や受動喫煙による健康被害(妊婦含む)の健康被害について啓発する。	・母子健康手帳交付時やすくすく赤ちゃんセミナー参加者に対して、禁煙・受動喫煙防止についての資料を配付。 ・健診受診者のうち、喫煙する者に喫煙による影響についての資料を配付。 ・広報誌等で喫煙及び受動喫煙による健康への影響について情報提供を行う。	たばこ健康についての正しい知識の普及・啓発に努め、たばこの害から市民の健康を守り、クリーンな環境の整備に努める。 妊婦の喫煙率の減少を目指す。	妊産婦喫煙防止(すくすく赤ちゃんセミナーにおいて、喫煙習慣のある妊婦及び夫に対して、禁煙に向けた指導を実施。)、未成年者喫煙防止、受動喫煙防止に基づき、健康被害の啓発を進めた。	継続		たばこ健康についての正しい知識の普及・啓発に努め、たばこの害から市民の健康を守り、クリーンな環境の整備に努める。 妊婦の喫煙率1.0%以下を目指す。	・妊産婦喫煙防止(すくすく赤ちゃんセミナーにおいて、喫煙習慣のある妊婦及び夫に対して、禁煙に向けた指導を行う。)、未成年者喫煙防止、受動喫煙防止に基づき、健康被害の啓発を進める。		
助産師による女性の健康相談を行い、思春期から妊娠・出産・育児さらに不妊や更年期など各期の不安の軽減や知識の普及を図る。	電話及び来所による健康相談室の開設 ・月・木・金 午前9:30~11:30 ・月・金 午後18:30~20:30(祝祭日除く、電話相談のみ)	相談先を周知し、健康相談室の利用を促進することにより、不安の軽減及び女性の健康の保持・増進を図る。	各種母子保健事業や訪問において周知したほか、ホームページでの周知を行い、女性の健康保持・増進、不安軽減を図った。 (相談件数:562件)	縮小	午後の相談実績が少ないことから、週2回の実施を週1回に縮小する。	相談先を周知し、健康相談室の適切な利用を促すとともに関係機関と連携をし、不安の軽減及び女性の健康の保持・増進を図る。	母子保健事業における周知、及び、ホームページでの周知により、女性の健康保持・増進、不安軽減を図る。	健康づくり推進課	
生後4か月までの乳児のいる家庭等を訪問し、子育て支援や発育・発達、栄養に関する情報提供や養育環境等の把握、必要な相談・保健指導を行う。	・妊産婦・新生児訪問指導事業:妊産婦・産婦・新生児のいる家庭を助産師が訪問する。 ・こんには赤ちゃん事業:新生児訪問を受けていない生後4か月児までの家庭を保健師等が行う。 ・子育てに関する情報提供や子育て相談、個々の発育発達にあった支援を行う。	子育て支援や発育・発達、栄養に関する情報提供を行うことにより、安心して育児を行うと共に母子の健康の保持増進を図る。 出生児の全数訪問を目指す。未訪問者に対して健康診査やその後の訪問等により支援する。	・妊産婦・新生児訪問の実施 ・こんには赤ちゃん訪問の実施 ・未訪問者の把握をし、支援を実施した。 ・産後うつ病のハイリスク者等、支援が必要な産婦に対し継続的な支援を実施した。	継続		子育て支援や発育・発達、栄養に関する情報提供を行うことにより、安心して育児を行うと共に母子の健康の保持増進を図る。 出生児の全数訪問を目指す。未訪問者に対して健康診査やその後の訪問等により支援する。	・妊産婦・新生児訪問の実施 ・こんには赤ちゃん訪問の実施 ・未訪問者の把握及び支援の実施 ・産後うつ病のハイリスク者等、支援が必要な産婦への継続的な支援の実施等により支援する。		
中学校、高等学校を対象に、生徒自身が心と身体の特徴を理解するとともに次世代を生き育てる体づくりをする大事な時期であることを認識し、望ましい生活習慣を選択する力をつけることができるよう健康教育を行う。	中学校で「命、きずなを考える講座」、高等学校で「思春期保健講座」を開催する。	次世代を生き育てるための重要な時期である中学生及び高校生が、自分や異性の体や生命の大切さ等を学ぶことにより、自分自身の自己肯定感を高めることができるよう支援する。	・中学校での「命、きずなを考える講座」の実施(67回)、及び、高等学校での「思春期保健講座」の実施(41回)により健康教育への支援を図った。	継続		次世代を生き育てるための重要な時期である中学生及び高校生が、自分や異性の体や生命の大切さ等を学ぶことにより、自分自身の自己肯定感を高めることができるよう支援する。	・中学校での「命、きずなを考える講座」の実施、及び、高等学校での「思春期保健講座」の実施により健康教育への支援を図る。		

第3次男女共同参画基本計画に基づく令和元年度取組実績(見込み)及び令和2年度実施計画(予定)について

基本目標 2 男女共同参画を実践できる環境づくり

重点目標(4) 貧困等により困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備

施策の方向	第3次基本計画		令和元年度(見込み)		令和2年度(予定)				担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	方向性	理由・見直し内容等	目標	取組内容	
①生活困窮者の自立促進の支援	生活困窮者自立支援法(平成27年4月施行)に基づき、生活困窮者に対して自立に向けた各種の支援を行う。	生活困窮者自立支援制度による各種の支援を実施する。	生活困窮者の状況に応じた包括的かつ継続的な支援により、困窮状態から早期に自立できるよう支援する。 ・自立相談支援事業登録者による生活保護申請率13%以下	生活困窮者自立支援制度に基づく事業の展開 ・自立相談支援 ・住居確保給付金の給付 ・就労準備支援 ・家計相談支援 ・一時生活支援	見直し・改善	生活困窮にかかる相談窓口を市内複数個所に増やし、それぞれの地域で支援につながりやすい環境を整える予定	生活困窮者の状況に応じた包括的かつ継続的な支援により、困窮状態から早期に自立できるよう支援する。 ・自立相談支援 ・住居確保給付金の給付 ・就労準備支援 ・家計相談支援 ・一時生活支援	生活困窮者自立支援制度に基づく事業を展開する。 ・自立相談支援 ・住居確保給付金の給付 ・就労準備支援 ・家計相談支援 ・一時生活支援	福祉課
②ひとり親家庭等への支援の充実	ひとり親家庭等の生活の安定等を図るため児童扶養手当を支給する。	ひとり親家庭等に児童扶養手当を支給する。	申請漏れ0件とする	離婚届や他手当の受給者変更届、住所変更届等の手続きにあわせて児童扶養手当の周知を徹底し、申請漏れは0件であった。	継続		申請漏れ0件とする	離婚届や他手当の受給者変更届、住所変更届等の手続きにあわせて児童扶養手当の周知を徹底し、申請漏れがないよう徹底する。	こども課
	ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るため、医療費を助成する。	ひとり親家庭等に対し、医療費を助成する。	申請漏れ0件とする	離婚届や他手当の受給者変更届、住所変更届等の手続きにあわせてひとり親家庭等医療費助成の周知を徹底し、申請漏れは0件であった。	継続		申請漏れ0件とする	離婚届や他手当の受給者変更届、住所変更届等の手続きにあわせてひとり親家庭等医療費助成の周知を徹底し、申請漏れがないよう徹底する。	

基本目標 3 女性が活躍できる社会づくり

重点目標(1) 女性の能力発揮への支援

施策の方向	第3次基本計画		令和元年度(見込み)		令和2年度(予定)				担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	方向性	理由・見直し内容等	目標	取組内容	
①女性の人材育成に向けた各種講座の開催	スキルアップを目的として認定職業訓練機関が開催する各種講習会の情報提供	広報上越への掲載による能力開発機会を情報提供	スキルアップを進めるため、講座情報を広報上越に24件以上掲載する。	広報上越に能力開発機会の情報を掲載し女性の人材育成を図った。	継続		スキルアップを進めるため、講座情報を広報上越に24件以上掲載する。	広報上越に能力開発機会の情報を掲載し女性の人材育成を図る。	産業政策課
	女性労働者の福祉増進と地位向上に向けた女性サポートセンター事業の開催	女性の能力発揮に向けた各種講座等を開催する。	女性労働者の福祉の増進と地位の向上に向けた講座を開催し定員の7割以上の参加を目指すとともに、女性の雇用に関する相談窓口を月1回事前予約制で設置するほか、開設日以外でも相談があれば随時対応する。	女性労働者の福祉の増進と地位の向上に向けた講座を開催する。事業については、女性サポートセンター運営委員会の意見を反映しながら実施した。	継続		女性労働者の福祉の増進と地位の向上に向けた講座を開催し定員の7割以上の参加を目指すとともに、女性の雇用に関する相談窓口を月1回事前予約制で設置するほか、開設日以外でも相談があれば随時対応する。	女性労働者の福祉の増進と地位の向上に向けた講座を開催する。事業については、女性サポートセンター運営委員会の意見を反映しながら実施する。	
	女性の人材育成及び能力発揮に向けた意識啓発	女性の人材育成及び能力発揮に向けた意識啓発のための講座を開催する。	女性の活躍推進に向け、そのスキル向上を図るための講座を開催し、能力を十分発揮するための環境づくりのための機会を提供する。(数値目標:センター講座1講座以上)	女性の活躍推進に向け、そのスキル向上を図るための講座を開催し、能力を十分発揮するための環境づくりのための機会を提供する。(数値目標:センター講座:2講座、出前講座:2団体)	継続		女性の活躍推進に向け、そのスキル向上を図るための講座を開催し、能力を十分発揮するための環境づくりのための機会を提供する。(数値目標:センター講座1講座以上)	女性の活躍推進に向けた意識啓発をテーマに取り入れた講座を開催する。	
②女性の再就職への支援	女性の就労支援事業を実施	女性のための再就職支援セミナー(個人向け)	女性のための再就職支援セミナーを開催し定員の7割以上の参加を目指すとともに就労支援事業を実施し、女性が再就職しやすい環境を整える。	女性のための再就職支援セミナーを開催したほか、関係機関との協議、調整、状況把握を行い、女性の再就職への支援した。	継続		女性のための再就職支援セミナーを開催し定員の7割以上の参加を目指すとともに就労支援事業を実施し、女性が再就職しやすい環境を整える。	女性のための再就職支援セミナーを開催するほか、関係機関との協議、調整、状況把握を行い、女性の再就職への支援する。	産業政策課
	母子・父子自立支援員によるひとり親家庭自立支援プログラム作成	ひとり親に対し、自立に必要な情報提供や相談を行い、職業能力の向上や求職活動を支援する。	支援が必要なひとり親の自立支援プログラムを策定し、就労に結び付ける。	ひとり親に対し、自立に必要な情報提供や相談を行い、職業能力の向上や求職活動を支援した。	継続		支援が必要なひとり親の自立支援プログラムを策定し、就労に結び付ける。	ひとり親に対し、自立に必要な情報提供や相談を行い、職業能力の向上や求職活動を支援する。	こども課
	女性の再就職への支援につながる情報の収集及び提供	国や県、関係団体などが実施する関連講座や新たな制度などについて情報収集するとともに、男女共同参画推進センターなどで関連情報を提供する。	継続的に関連情報を収集するとともに、配置物の定期的な入れ替えを行い、市民に最新の情報を提供する。	国や県、関係団体などが実施する関連講座や新たな制度などの情報を収集するとともに関連情報を提供し、女性の再就職への支援を進めた。	継続		継続的に関連情報を収集するとともに、配置物の定期的な入れ替えを行い、市民に最新の情報を提供する。	国や県、関係団体などが実施する関連講座や新たな制度などの情報を収集するとともに関連情報を提供し、女性の再就職への支援を進める。	男女共同参画推進センター

第3次男女共同参画基本計画に基づく令和元年度取組実績(見込み)及び令和2年度実施計画(予定)について

基本目標 3 女性が活躍できる社会づくり
重点目標(2) 企業、団体、学校、地域等における方針決定の場への女性の参画推進

施策の方向	第3次基本計画		令和元年度(見込み)		令和2年度(予定)			担当課	
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	方向性	理由・見直し内容等	目標		取組内容
①女性人材の情報収集、整備、提供	農業経営に対する女性参画の推進	新潟県農村地域生活アドバイザーを確保する。	農業経営における女性参画を推進するため、新潟県農村地域生活アドバイザーを確保する。 (数値目標)認定者数:1人	新潟県農村地域生活アドバイザーの確保に向けて県振興局と連携し、候補者を選定し呼び掛けを行った。	継続		農業経営における女性参画を推進するため、新潟県農村地域生活アドバイザーを確保する。 (数値目標)認定者数:1人	新潟県農村地域生活アドバイザーの確保に向けて県振興局と連携し、候補者を選定し呼び掛けを行う。	農政課
	女性人材バンク ※1-3-(3)-①と重複	女性人材に関する情報の収集及び庁内への情報提供を行う。	庁内各課及び学校に対し、各種委員審議会委員や各種講座・研修等の講師の候補者などとして活用してもらう。	市ホームページを通じた女性人材バンクへの登録呼び掛け、及び、関係課や学校に対する活用呼び掛けを行い、女性の参画推進を図った。	継続		庁内各課及び学校に対し、各種委員審議会委員や各種講座・研修等の講師の候補者などとして活用してもらう。	市ホームページを通じた女性人材バンクへの登録呼び掛け、及び、関係課や学校に対する活用呼び掛けを行い、女性の参画推進を図る。	男女共同参画推進センター
②女性の参画情報の調査、公表	次世代育成支援対策推進法に基づく第2次上越市特定事業主行動計画の実施 ※1-4-(2)-②と重複	・産前・産後休暇及び育児休業を取得している職員の代替として臨時職員を配置する。また、必要に応じて正規職員で補充する。 ・産前休暇前や職場復帰前の面談を実施するとともに、育児休業者情報交換会を開催して職員の不安等を解消する。 ・人事課HP及び会議等で全職員に計画の周知を徹底する。 ・計画に基づき、制度の周知を行う。	・特定事業主行動計画に従い実施し、令和元年度を達成年度としている各目標値の上昇を図る。	特定事業主行動計画に従った取組の実施を行った。	継続		・特定事業主行動計画に従い実施し、令和6年度を達成年度とする各目標値の上昇を図る。	特定事業主行動計画に従った取組の実施	人事課
	女性の参画・活躍情報の調査、公表	女性の参画・活躍情報の収集・調査を行い公表する。	女性の参画・活躍情報を収集・調査し公表することにより、各分野における女性の参画や活躍の現状について理解を深めてもらう。	市ホームページを通じて、各分野における女性の参画・活躍情報を提供した。	継続		女性の参画・活躍情報を収集・調査し公表することにより、各分野における女性の参画や活躍の現状について理解を深めてもらう。	市ホームページを通じて、各分野における女性の参画・活躍情報を提供する。	男女共同参画推進センター

基本目標 3 女性が活躍できる社会づくり
重点目標(3) 市の施策・方針決定過程への女性の参画拡大

施策の方向	第3次基本計画		令和元年度(見込み)		令和2年度(予定)			担当課	
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	方向性	理由・見直し内容等	目標		取組内容
①市の各種審議会等へのクォータ制の活用による女性の参画推進	女性人材バンク ※1-3-(2)-①と重複	女性人材に関する情報の収集及び庁内への情報提供を行う。	庁内各課及び学校に対し、各種委員審議会委員や各種講座・研修等の講師の候補者などとして活用してもらう。	市ホームページを通じた女性人材バンクへの登録呼び掛け、及び、関係課や学校に対する活用呼び掛けを行い、女性の参画推進を図った。	継続		庁内各課及び学校に対し、各種委員審議会委員や各種講座・研修等の講師の候補者などとして活用してもらう。	市ホームページを通じた女性人材バンクへの登録呼び掛け、及び、関係課や学校に対する活用呼び掛けを行い、女性の参画推進を図る。	男女共同参画推進センター
	市の各種委員会・審議会等における女性委員登用率の向上	【全庁での取組】市の各種委員会・審議会等の委員選任に関し、改選に合わせて男女の委員比率が平等となるよう各課に呼び掛ける。	引き続き各種審議会等における女性登用率の向上を図るよう呼び掛けし、女性委員の登用率を向上させる。	庁内に向けた「クォータ制」の趣旨及び各種審議会等における女性登用率の向上に向けて働きかけた。(市職員研修の場を活用)	継続		引き続き各種審議会等における女性登用率の向上を図るよう呼び掛けし、女性委員の登用率を現状値(29.0%)より向上させる。	庁内に向けた「クォータ制」の趣旨及び各種審議会等における女性登用率の向上に向けて働きかける。	全庁(取りまとめ:男女共同参画推進センター)
	ファミリーヘルプ保育園での一時預かり保育の実施。	制度の周知に努め、市主催の会議等へ出席する委員に対し、会議等への出席がしやすい環境をつくる。	市主催の会議等へ出席する委員に対し、会議等への出席がしやすい状態にする。	制度の周知に努め、市主催の会議等へ出席する委員に対し、ファミリーヘルプ保育園等の利用により会議等へ出席しやすい環境を継続した。	継続		市主催の会議等へ出席する委員に対し、会議等への出席がしやすい状態にする。	制度の周知に努め、市主催の会議等へ出席する委員に対し、ファミリーヘルプ保育園等の利用により会議等へ出席しやすい環境を継続する。	保育課
②女性職員の積極的な登用	市の中堅幹部として必要な行政管理能力・政策形成能力を習得する研修の機会を男女均等に付与し、管理職の候補となり得る職員を育成する。	自治大学校へ、主任級の女性職員1人を派遣する。	高度な行政執行スキルを身に付けることができる自治大学校への派遣研修生の女性割合を50%とする。	地方創生時代の職員・組織を創るべく、派遣先については毎年検討・見直しを行っている。令和元年度は市の人材マネジメントの中心となる職員を養成するため、自治大学校への派遣研修に替えて別の研修機関へ女性職員2人を派遣している。	継続		自治大学校への派遣研修に替えて別の研修機関へ女性職員を派遣する。	地方創生時代の職員・組織を創るべく、派遣先については毎年検討・見直しを行っている。令和2年度は市の人材マネジメントの中心となる職員を養成するため、自治大学校への派遣研修に替えて別の研修機関へ女性職員を派遣する。	人事課
	女性職員の積極登用	女性職員を様々な分野へ積極的に登用する。	女性職員数の増加に向け、受験者の女性の割合を増加させるとともに、女性職員・男性職員の区別なく、公正に職員を採用し、様々な分野へ積極的に登用する。	・職員の採用に当たり、子育て支援制度等、働きやすい職場であることを周知した上で、受験者の能力・適性に基づく公正な採用選考を行った。(職員採用ガイドの作成・配布、各種説明会での周知、職員採用試験の実施) ・職員の自己申告書や能力・適性を踏まえ、様々な分野へ積極的に登用し	継続		女性職員数の増加に向け、受験者の女性の割合を増加させるとともに、女性職員・男性職員の区別なく、公正に職員を採用し、様々な分野へ積極的に登用する。	・職員の採用に当たり、子育て支援制度等、働きやすい職場であることを周知し、受験者数の増加を図るほか、受験者の能力・適性に基づく公正な採用選考を行う。 ・職員の自己申告書や能力・適性を踏まえ、様々な分野へ積極的に登用する。	

第3次男女共同参画基本計画に基づく令和元年度取組実績(見込み)及び令和2年度実施計画(予定)について

基本目標 4 推進体制の整備

重点目標(1) 男女共同参画推進センターの充実

施策の方向	第3次基本計画		令和元年度(見込み)		令和2年度(予定)				担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	方向性	理由・見直し内容等	目標	取組内容	
①男女共同参画に関する情報発信の強化	男女共同参画に関する市の取組の紹介	「上越市の男女共同参画の取組」冊子の作成と配布による周知・啓発	上越市の男女共同参画に関する取組・事業内容をまとめた冊子「上越市の男女共同参画の取組」を作成するとともに、その内容を上越市ホームページへ公開し、理解を深めてもらう。	上越市の男女共同参画に関する取組の公表 ・冊子「上越市の男女共同参画の取組」の作成 ・上越市ホームページでの公開	継続		上越市の男女共同参画に関する取組・事業内容をまとめた冊子「上越市の男女共同参画の取組」を作成するとともに、その内容を上越市ホームページへ公開し、理解を深めてもらう。	上越市の男女共同参画に関する取組の公表 ・冊子「上越市の男女共同参画の取組」の作成 ・上越市ホームページでの公開	男女共同参画推進センター
	男女共同参画に関する市民への啓発 ※I-1-(1)-①と重複	情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」を発行し、男女共同参画推進センターの取組及び男女共同参画に関する情報を紹介する。	情報紙の発行を通じて、男女共同参画推進センターや男女共同参画について知り、考えてもらう機会を提供する。(数値目標:年4回(6、9、12、3月)発行)	・情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」の発行により市民への啓発を進めた。(年4回・1回当たり10,000部) ※紙面作成に当たっては、センター登録団体懇談会での意見を反映させた。	継続		情報紙の発行を通じて、男女共同参画推進センターや男女共同参画について知り、考えてもらう機会を提供する。(数値目標:年4回(6、9、12、3月)発行)	・情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」の発行により市民への啓発を進める。(年4回・町内会班回覧は年1回) ※紙面作成に当たっては、センター登録団体懇談会での意見を反映させる。	
	市民への男女共同参画に関係する情報提供と情報発信	男女共同参画に関する図書を購入し、市民へ情報提供と情報発信を行う。	男女共同参画に関する図書を充実させ、貸し出すことにより、男女共同参画に関する理解を深めてもらう。(数値目標:図書貸出数280冊以上・貸出人数90人以上)	男女共同参画関係図書の購入及び貸出により、市民への情報提供・情報発信を行った。(貸出冊数172冊、貸出人数75人…10月末現在)	継続		男女共同参画に関する図書を充実させ、貸し出すことにより、男女共同参画に関する理解を深めてもらう。(数値目標:図書貸出数280冊以上・貸出人数90人以上)	男女共同参画関係図書の購入及び貸出により、市民への情報提供・情報発信を行う。	
②市民や活動団体への支援	男女共同参画の活動団体への支援	・男女共同参画推進センター登録団体懇談会・研修会の開催 ・男女共同参画に関する情報の提供	登録団体への情報提供や、登録団体間の交流・連携を図る機会を設けることにより、登録団体の企画力、運営力向上につなげていく。(数値目標:懇談会・研修会計4回以上開催)	男女共同参画団体の支援 ・センター登録団体懇談会の開催(4回) ・研修会の実施(1回) ・各種情報の提供(随時)	継続		登録団体への情報提供や、登録団体間の交流・連携を図る機会を設けることにより、登録団体の企画力、運営力向上につなげていく。(数値目標:懇談会・研修会計4回以上開催)	男女共同参画団体の支援 ・センター登録団体懇談会の開催 ・研修会の実施 ・各種情報の提供	男女共同参画推進センター
	センター登録団体等との連携	センター登録団体への講座の委託及び協働による講座の運営。	講座の企画・運営を委託することにより、登録団体の持つ専門性やネットワークの活用が図られ、市民目線による分かりやすい講座の開催につなげる。(数値目標:8講座委託)	市が指定したテーマに基づき、男女共同参画推進センター登録団体に企画と運営を委託し、講座を開催した。(委託:8講座、共催:3講座)	継続		講座の企画・運営を委託することにより、登録団体の持つ専門性やネットワークの活用が図られ、市民目線による分かりやすい講座の開催につなげる。(数値目標:8講座委託)	市が指定したテーマに基づき、男女共同参画推進センター登録団体に企画と運営を委託し、講座を開催する。	

基本目標 4 推進体制の整備

重点目標(2) 男女共同参画社会を目指す全庁的な取組の推進

施策の方向	第3次基本計画		令和元年度(見込み)		令和2年度(予定)				担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	方向性	理由・見直し内容等	目標	取組内容	
①市職員への研修会の実施	セクシュアル・ハラスメント防止対策周知	研修(特に課長級・副課長級職員対象)時に、セクシュアル・ハラスメントの防止について周知し、課内でハラスメントが起きない環境整備に努める。	継続して周知を行うとともにハラスメントの実情を把握し、現状に即した情報を提供できるようにする。	・課長級マネジメント研修において、セクシュアルハラスメントの基礎知識及び防止に関する講義の実施及び相談窓口の継続設置により、課内でハラスメントが起きない環境整備に努めた。	継続		継続して周知を行うとともにハラスメントの実情を把握し、現状に即した情報を提供できるようにする。	・課長級マネジメント研修において、セクシュアルハラスメントの基礎知識及び防止に関する講義の実施及び相談窓口の継続設置により、課内でハラスメントが起きない環境整備に努める。	人事課
	広報上越やホームページの作成時及びメディアを通じた情報発信においてもジェンダーの視点で行うため、職員研修を行う。	広報上越やホームページの作成時及びメディアを通じた情報発信においてもジェンダーの視点で行うため、広報主任の研修を行う。	広報上越や市ホームページなどへの情報発信については、男女共同参画に基づいた視点による表現、原稿作成、情報提供を行う。	年に1回以上広報主任会議を開催し、職員への意識づけを図った。	継続		広報上越や市ホームページなどへの情報発信については、男女共同参画に基づいた視点による表現、原稿作成、情報提供を行う。	年に1回以上広報主任会議を開催し、職員への意識づけを図る。	広報対話課
	男女共同参画に関する保育士及び幼稚園教諭の意識啓発	男女共同参画の考えに立った業務の遂行を図るため保育園及び幼稚園職員に対して研修会を実施する。	保育士向け研修会を開催し、第3次基本計画の趣旨、目指す方向・取組について理解を深めてもらう。(数値目標:1回開催)	保育士向け研修会を開催し、意識啓発を図った。「ワーク・ライフ・バランスの推進」をテーマとして開催予定)	継続		保育士向け研修会を開催し、第3次基本計画の趣旨、目指す方向・取組について理解を深めてもらう。(数値目標:1回開催)	保育士向け研修会を開催し、意識啓発を図る。	男女共同参画推進センター
	男女共同参画に関する職員の意識啓発	男女共同参画の考えに立った業務の遂行を図るため職員研修会を開催する。	職員向けの研修会を開催し、第3次基本計画の趣旨、目指す方向・取組について理解を深めてもらう。(数値目標:1回開催)	職員向け研修会を開催し、意識啓発を図った。「ハラスメントの防止」をテーマとして開催予定)	継続		職員向けの研修会を開催し、第3次基本計画の趣旨、目指す方向・取組について理解を深めてもらう。(数値目標:1回開催)	職員向け研修会を開催し、意識啓発を図る。	

第3次男女共同参画基本計画に基づく令和元年度取組実績(見込み)及び令和2年度実施計画(予定)について

施策の方向	第3次基本計画		令和元年度(見込み)		令和2年度(予定)			担当課	
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	方向性	理由・見直し内容等	目標		取組内容
②男女共同参画の考え方に基つた施策の推進	職場における旧姓使用	職員から申請のあった旧姓使用について、業務上の支障又は混乱を招く恐れがないかを確認し、可否を判断する。	現行の制度を継続して実施する。	現行制度の継続実施を行った。	継続		現行の制度を継続して実施する。	現行制度の継続実施を行う。	人事課
	男女共同参画に係る市民意識の把握	・男女共同参画推進センター講座・出前講座の参加者に対し、アンケートを実施する。 ・上越市における男女共同参画全般に関する市民意識調査を実施する。	講座参加者へのアンケートを通じて、男女共同参画に関する市民の意識・現状を把握し、男女共同参画事業の参考とする。	各種講座参加者に対し、講座の感想及び男女の地位の平等感についてアンケートを実施し、意識・現状を把握した。	継続		講座参加者へのアンケートを通じて、男女共同参画に関する市民の意識・現状を把握し、男女共同参画事業の参考とする。	各種講座参加者に対し、講座の感想及び男女の地位の平等感についてアンケートを実施し、意識・現状を把握する。	男女共同参画推進センター
	情報発信時におけるジェンダー視点でのチェック	【全庁での取組】 広報しようえつやホームページ作成時及びメディアを通じた情報発信、周知文書等常にジェンダーの視点からチェックする。	職員に対しジェンダーガイドラインに関する意識付けのための情報提供を行い、相談があった場合には、適時適切に対応する。	ジェンダーガイドラインに関する職員向けの継続的な周知と情報提供を行い、意識啓発を図った。(市職員研修の場を活用)	継続		職員に対しジェンダーガイドラインに関する意識付けのための情報提供を行い、職員一人一人からその意識を持ってもらう。	ジェンダーガイドラインに関する職員向けの継続的な周知と情報提供を行い、意識啓発を図る。	全庁(取りまとめ:男女共同参画推進センター)
	人間関係、セクシュアル・ハラスメント等に関する悩みや不安などに適切に対応するための職員相談窓口制度の充実を図る。	外部・内部の相談窓口を継続し、気軽に利用できるよう周知する。	各種相談窓口の周知を図る。相談があった場合には、適時適切に対応する。	・相談窓口を継続設置し、各種相談窓口の周知を図った。 ・職員からの相談に適切に対応した。	継続		各種相談窓口の周知を図る。相談があった場合には、適時適切に対応する。	・相談窓口を継続設置し、各種相談窓口の周知を図る。 ・職員からの相談に適切に対応する。	
	次世代育成支援対策推進法に基づく第2次上越市特定事業主行動計画の実施 ※1-3-(2)-②と重複	・産前・産後休暇及び育児休業を取得している職員の代替として臨時職員を配置する。また、必要に応じて正規職員で補充する。 ・産前休暇前や職場復帰前の面談を実施するとともに、育児休業者情報交換会を開催して職員の不安等を解消する。 ・人事課HP及び会議等で全職員に計画の周知を徹底する。	・特定事業主行動計画に従い実施し、令和元年度を達成年度としている各目標値の上昇を図る。	特定事業主行動計画に従った取組の実施を行った。	継続		・特定事業主行動計画後期計画(R2～R6)に従い実施し、令和6年度を達成年度とする各目標値の上昇を図る。	特定事業主行動計画に従った取組の実施	人事課
	子育て・介護のための休暇(ケアリング休暇)取得運動の実施	子育てをしている職員やその家族、また、介護する必要のある家族のある職員が、子育てや介護等に関わるために、子育て・介護のための休暇(ケアリング休暇)を積極的に取得するなど、休暇を取得しやすい環境づくりを行い、職場全体で支援する。	・特定事業主行動計画に従い実施し、平成31年度を達成年度としている目標値、「職員一人当たりの年次休暇取得日数平均10日」を目指す。	特定事業主行動計画に従った取組の実施を行った。	継続		・特定事業主行動計画後期計画(R2～R6)に従い実施し、令和6年度を達成年度とする目標値、「職員一人当たりの年次休暇取得日数平均12日」を目指す。	特定事業主行動計画に従った取組の実施	
	男女双方の視点に配慮した避難所の運営	女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の確保などに配慮するとともに、職員配置の男女バランス、相談体制の整備、避難住民による避難所管理組織に対するの男女共同参画の配慮など、男女のニーズの違い、男女双方の視点等に立った避難所運営を図る。	集中保管施設で保管している更衣室(兼授乳室)のほか、要配慮者物資としてH29年度配備した間仕切りを活用し、プライバシー等に配慮した避難所運営に役立てる。	集中備蓄のほか、要配慮者物資として間仕切りを各避難所に配備を継続し、男女双方の視点に配慮した避難所運営を図った。	継続		集中保管施設で保管している更衣室(兼授乳室)のほか、要配慮者物資としてH29年度配備した間仕切りを活用し、プライバシー等に配慮した避難所運営に役立てる。	集中備蓄のほか、要配慮者物資として間仕切りを各避難所に配備を継続し、男女双方の視点に配慮した避難所運営を図る。	危機管理課
女性等のニーズに対応した災害時備蓄品の確保	女性や子育て家庭のニーズに対応した災害時備蓄品について、計画的な確保に努める。	女性や子育て家庭のニーズに対応した災害時備蓄品を平成26年度に購入し、市内16か所の拠点施設に配備した。今後も引き続き配備を継続する。	今後も引き続き要配慮者物資の維持管理を継続し、女性や子育て家庭のニーズの対応に努めた。(粉ミルクは毎年度更新)	継続		女性や子育て家庭のニーズに対応した災害時備蓄品を平成26年度に購入し、市内16か所の拠点施設に配備した。今後も引き続き配備を継続する。	今後も引き続き要配慮者物資の維持管理を継続し、女性や子育て家庭のニーズの対応に努める。(粉ミルクは毎年度更新)		

第3次男女共同参画基本計画に基づく令和元年度取組実績(見込み)及び令和2年度実施計画(予定)について

分野Ⅱ 配偶者等からの暴力防止・被害者支援

基本目標 1 暴力を許さない社会づくり

重点目標(1) 暴力防止に関する人権教育の推進及び啓発

施策の方向	第3次基本計画				令和元年度(見込み)		令和2年度(予定)		担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	方向性	理由・見直し内容等	目標	取組内容	
①配偶者等からのあらゆる暴力の根絶と防止に向けた啓発	女性に対するあらゆる暴力の根絶と防止に向けた啓発	情報紙に女性に対する暴力の根絶と防止の記事を掲載し、意識啓発を図る。	情報紙「ウイズじょうえつからのたより」に暴力防止に向けた特集記事と女性相談窓口の案内を掲載し、暴力の防止に向けた啓発活動を実施する。(数値目標:特集記事を1回、女性相談窓口の案内は毎回掲載)	情報紙を通じたDV防止に関する啓発・情報紙「ウイズじょうえつからのたより」への継続的な記事掲載を通じて、DVを始めとする主に女性に対する暴力防止について啓発した。(3月15日号にデートDVに関する特集記事を掲載予定)	継続		情報紙「ウイズじょうえつからのたより」に暴力防止に向けた特集記事と女性相談窓口の案内を掲載し、暴力の防止に向けた啓発活動を実施する。(数値目標:特集記事を1回、女性相談窓口の案内は毎回掲載)	情報紙を通じたDV防止に関する啓発・情報紙「ウイズじょうえつからのたより」への継続的な記事掲載を通じて、DVを始めとする主に女性に対する暴力防止について啓発する。	男女共同参画推進センター
	女性に対するあらゆる暴力の根絶と防止に向けた講座の開催	女性に対するあらゆる暴力の根絶と防止を図るための講座を開催する。	センター講座及び出前講座の開催を通じて、女性に対する暴力の根絶と防止に向けた意識醸成につなげてもらうための機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	DV防止をテーマに取り入れた講座の開催 ・男女共同参画推進センター講座(3講座5回) ・学校・企業・地域等を対象とする出前講座(講師の派遣)(2団体)	継続		センター講座及び出前講座の開催を通じて、女性に対する暴力の根絶と防止に向けた意識醸成につなげてもらうための機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	DV防止をテーマに取り入れた講座の開催 ・男女共同参画推進センター講座 ・学校・企業・地域等を対象とする出前講座(講師の派遣)	
②セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた啓発	セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた意識啓発	セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた意識啓発用DVDの貸し出しや、出前講座の開催働きかけを行う。	出前講座の開催を中心に、セクシュアル・ハラスメントの防止意識を高めるための機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	セクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発 ・出前講座(12団体)の開催	継続		出前講座の開催を中心に、セクシュアル・ハラスメントの防止意識を高めるための機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	セクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発 ・センター講座・出前講座の開催	男女共同参画推進センター

基本目標 1 暴力を許さない社会づくり

重点目標(2) 相談窓口の充実

施策の方向	第3次基本計画				令和元年度(見込み)		令和2年度(予定)		担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	方向性	理由・見直し内容等	目標	取組内容	
①女性相談事業の充実	女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた女性相談の充実	女性相談員が各種研修会に参加し、DV等に関する知識の習得や資質の上乗せを図る。	各種研修会の参加を通して、女性相談員としての知識や資質の上乗せを図る。複雑かつ困難化しているケースに適切に対応できる状態にする。	国・県などが主催するDV防止、被害者支援に関する研修会に参加し、知識の習得などに努めた。	継続		各種研修会の参加を通して、女性相談員としての知識や資質の上乗せを図り、複雑かつ困難化しているケースに適切に対応できる状態にする。	国・県などが主催するDV防止、被害者支援に関する研修会に参加し、知識の習得などに努める。	男女共同参画推進センター
	女性相談窓口の周知	女性相談カードや周知ポスターの作成を通じて、相談窓口の周知を充実する。	女性相談カードや啓発用リーフレットのほか、大型パネルの掲出など、女性の目に届きやすい方法で相談窓口やDVに関する情報を提供することにより、認知度を向上させ、一人で悩むことなく相談ができる状態にする。	・女性相談カードの配布(市内施設・医療機関・スーパーなどに配置) ・女性相談やDVなどについて周知するポスターの講座等での活用(センター講座や出前講座での活用、市民プラザのイベントでの活用、女性相談窓口への掲出)	継続		女性相談カードや啓発用リーフレットのほか、大型パネルの掲出など、女性の目に届きやすい方法で相談窓口やDVに関する情報を提供することにより、認知度を向上させ、一人で悩むことなく相談ができる状態にする。	・女性相談カードの作成(2,000部)及び配布(市内施設・医療機関・スーパーなどに配置) ・女性相談やDVなどについて周知するポスターの講座等での活用(センター講座や出前講座での活用、市民プラザのイベントでの活用、女性相談窓口への掲出)	
②その他相談機関との連携	女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた他の相談機関との連携・協力	DV被害者への的確な支援を行うため、被害者の安全と円滑な庁内連携体制の確保を図るとともに、関係課職員のDVに関する知識を高める。	関係者間において、DV防止、被害者支援に関する情報共有と連携体制を確認することにより、相談者・被害者の意向や事情に沿った支援につなげられる状態にする。	DV防止、被害者支援の関係課で組織する「DV防止庁内連絡会議」を開催し、庁内連携体制の確保と情報共有を図った。	継続		関係者間において、DV防止、被害者支援に関する情報共有と連携体制を確認することにより、相談者・被害者の意向や事情に沿った支援につなげられる状態にする。	DV防止、被害者支援の関係課で組織する「DV防止庁内連絡会議」を開催し、庁内連携体制の確保と情報共有を図る。	男女共同参画推進センター
	女性をはじめ市民を対象とした相談窓口の充実	・相談に的確に対応できるよう職員の資質向上を図る。 ・相談窓口の周知に努める。	子育てに不安や負担を抱える保護者に対して、関係機関が連携し必要な支援を早期に、かつ、継続的に受けられる状態にする。	子育てに関する情報提供や相談を行い、子育て不安の解消につなげた。庁内・庁外関係機関との連携を行った。	継続		子育てに不安や負担を抱える保護者に対して、関係機関が連携し必要な支援を早期に、かつ、継続的に受けられる状態にする。	子育てに関する情報提供や相談を行い、子育て不安の解消につなげる。庁内・庁外関係機関との連携を行う。	健康づくり推進課、すこやかなくらし包括支援センター
	介護者と被介護者の暴力(身体的暴力、言葉による暴力、介護放棄等)の根絶をめざし、相談・支援体制を確立	・職員の資質向上。 ・関係機関、関係課との連携、相談窓口の周知に努める。	高齢者虐待防止マニュアル等を活用し、適切かつ迅速に対応する。また、関係者間で情報を共有し、適切な支援を継続して実施する。	高齢者虐待防止マニュアル等の活用や関係者間での情報共有による適切な支援・対応を行った。	継続		高齢者虐待防止マニュアル等を活用し、適切かつ迅速に対応する。また、関係者間で情報を共有し、適切な支援を継続して実施する。	高齢者虐待防止マニュアル等の活用や関係者間での情報共有による適切な支援・対応を行う。	すこやかなくらし包括支援センター、高齢者支援課

第3次男女共同参画基本計画に基づく令和元年度取組実績(見込み)及び令和2年度実施計画(予定)について

基本目標 2 被害者等への支援

重点目標(1) 発見通報体制の整備・被害者の安全な保護

施策の方向	第3次基本計画		令和元年度(見込み)		令和2年度(予定)			担当課	
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	方向性	理由・見直し内容等	目標		取組内容
①制度や体制、法律の認知のための周知活動の推進	DVIに関する制度や法律の周知	情報紙やパンフレット等により、制度や法律等の概要について掲載し、市民への周知を図る。	DVの実態や、相談窓口についての内容を記載し、配偶者等への暴力は犯罪行為であり、決して行ってはならないことを市民に周知する。(数値目標:特集記事掲載1回)	DVIに関する制度などの周知 ・情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」(毎回相談窓口について掲載)や、パネル・ポスターのほか、パンフレットを活用した制度周知を行った。	継続		DVの実態や、相談窓口についての内容を記載し、配偶者等への暴力は犯罪行為であり、決して行ってはならないことを市民に周知する。(数値目標:特集記事掲載1回)	DVIに関する制度などの周知 ・情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」や、パネル・ポスターのほか、パンフレットを活用した制度周知を行う。	男女共同参画推進センター
②被害者への安全確保のための情報提供	女性相談事業の実施(売春防止法や、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の規定に基づき、女性相談員を設置し売春の防止や配偶者等からの暴力防止、被害者の保護を図る。)	相談業務の実施 ・相談員の配置 ・相談区分:男女共同参画推進センターにおける来所相談、電話による相談、市の施設等における出張相談 ・その他:安全確保を図るための関係機関との連絡・連携	様々な不安や悩みを抱える相談者に対し、適切な指導・助言を行うとともに、必要に応じて関係機関及び、庁内関係課等とも連携を図り、相談者の意向に沿った支援ができる状態を維持する。 (数値目標:女性相談と関係機関等との連携不足に起因する苦情件数0件)	女性相談窓口の設置 ・3人の相談員を配置 ・相談日時は、年末年始などを除く月曜～土曜の9時～17時まで(火曜日は19時まで) ・電話及び来所相談のほか、市の施設などへ出向く出張相談を実施 ・女性相談と関係機関等との連携不足に起因する苦情は寄せられなかった。	継続		様々な不安や悩みを抱える相談者に対し、適切な指導・助言を行うとともに、必要に応じて関係機関及び、庁内関係課等とも連携を図り、相談者の意向に沿った支援ができる状態を維持する。 (数値目標:女性相談と関係機関等との連携不足に起因する苦情件数0件)	女性相談窓口の設置 ・3人の相談員を配置 ・相談日時は、年末年始などを除く月曜～土曜の9時～17時まで(火曜日は19時まで) ・電話及び来所相談のほか、市の施設などへ出向く出張相談を実施	男女共同参画推進センター
	DV被害者の緊急一時保護支援	DV被害者の安全確保を図るため、一時保護施設や警察等関係機関との連携を図るとともに、緊急一時保護に係る生活費を貸与する体制を取る。	被害者の安全を確保するため、緊急一時保護者生活支援費を直ちに貸与できる状態を維持する。	DV被害者の緊急一時保護支援策として、要綱に基づき、被害者の安全確保のための経費3万円を用意し、緊急時における体制を維持した。(現在、貸出実績なし)	継続		被害者の安全を確保するため、緊急一時保護者生活支援費を直ちに貸与できる状態を維持する。	DV被害者の緊急一時保護支援策として、要綱に基づき、被害者の安全確保のための経費3万円を用意する。	
女性をはじめ市民を対象とした相談窓口の充実	市民相談センターの開設 ・一般相談 市役所開庁日の毎日 ・弁護士相談 毎週金曜日の午後(1人30分×4コマ) ・司法書士相談 毎週火曜日の午後(1人40分×3コマ)	市民の多様な民事に係る相談に迅速な対応ができるよう情報収集に努めるとともに、庁内関係課との連携体制を維持する。	市民相談センターの開設 ・一般相談 市役所開庁日の毎日(240回開催予定…9月末現在相談件数395件) ・弁護士相談 毎週金曜日の午後(1人30分×4コマ) (49回開催予定…9月末現在相談件数66件) ・司法書士相談 毎週火曜日の午後(1人40分×3コマ) (49回開催予定…9月末現在相談件数)	継続		市民の多様な民事に係る相談に迅速な対応ができるよう情報収集に努めるとともに、庁内関係課との連携体制を維持する。	市民相談センターの開設 ・一般相談 市役所開庁日の毎日 ・弁護士相談 毎週金曜日の午後(1人30分×4コマ) ・司法書士相談 毎週火曜日の午後(1人40分×3コマ)	市民相談センター	

基本目標 2 被害者等への支援

重点目標(2) 自立への支援

施策の方向	第3次基本計画		令和元年度(見込み)		令和2年度(予定)			担当課	
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	方向性	理由・見直し内容等	目標		取組内容
①生活再建への支援	女性相談事業の実施(売春防止法や、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する規定に基づき、女性相談員を設置し売春の防止や配偶者等からの暴力防止、被害者の保護を図る。)	相談業務の実施 ・相談員の配置 ・相談区分:男女共同参画推進センターにおける来所相談、電話による相談、市の施設等における出張相談 ・その他:生活再建に向けた情報を提供するため、関係機関との連携	被害者の心のケアを第一に、相談内容に応じて、各関係機関とも連携を図りながら、個々のケースに対応した生活再建に向けて助言できる状態を維持する。	DV被害者に対する生活再建支援 ・女性相談窓口の設置を通じた支援の実施(Ⅱ-1-(2))	継続		被害者の心のケアを第一に、相談内容に応じて、各関係機関とも連携を図りながら、個々のケースに対応した生活再建に向けて助言できる状態を維持する。	DV被害者に対する生活再建支援 ・女性相談窓口の設置を通じた支援の実施(Ⅱ-1-(2))	男女共同参画推進センター
②同伴者への支援	女性相談事業の実施(売春防止法や、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する規定に基づき、女性相談員を設置し売春の防止や配偶者等からの暴力防止、被害者の保護を図る。)	相談業務の実施 ・相談員の配置 ・相談区分:男女共同参画推進センターにおける来所相談、電話による相談、市の施設等における出張相談 ・その他:生活再建を行うにあたり、同伴者も多大な影響があることから、それを支援するため、関係機関との連携を図る。	被害者の心のケアを第一に、同伴者に対しても、相談内容に応じて、各関係機関とも連携を図りながら、個々のケースに対応した生活再建に向けて助言できる状態を維持する。	DV被害者の同伴者支援 ・女性相談窓口の設置を通じた支援の実施(Ⅱ-1-(2))	継続		被害者の心のケアを第一に、同伴者に対しても、相談内容に応じて、各関係機関とも連携を図りながら、個々のケースに対応した生活再建に向けて助言できる状態を維持する。	DV被害者の同伴者支援 ・女性相談窓口の設置を通じた支援の実施(Ⅱ-1-(2))	男女共同参画推進センター